

令和5年度第2回 東大和市立図書館協議会 概要録

会 議 名 令和5年度第2回 東大和市立図書館協議会
開催日時 令和5年11月7日(火) 午後3時～午後4時30分
開催場所 東大和市立中央図書館 2階視聴覚室
出席者 (委 員)荒川委員、六馬委員、中屋委員、柴田委員、岡崎委員、江原委員
須藤委員、島委員
(欠席者)村山委員、町田委員
(事務局)浴(中央図書館長)、内野(管理係長)、柳原(事業係長)
(指定管理者) 株式会社図書館流通センター
井上(統括館長兼清原図書館長)、森田(桜が丘図書館長)、
北口(多摩営業部エリアマネージャー)

会議の公開・非公開の別 公開 傍聴者数 2人

会議次第 1. 開会
2. 議題
(1)令和4年度決算について
(2)中央図書館・自習室試行内容の変更実施について(資料3)

配布資料 ・次第
・令和4年度東大和市一般会計歳入歳出決算(中央図書館関連)
・令和4年度行政報告書(中央図書館関連)
・中央図書館・自習室試行内容の変更実施について

1. 開会前

2. 教育部長あいさつ

3. 開会

会 長: 令和5年度第2回東大和市立図書館協議会を始めさせていただきます。会議を行います。
本日は傍聴者があります。会議は、東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可いたします。

4. 議題

(1)令和4年度決算について

会 長: 次第の2「議題」に入ります。議題(1)「令和4年度決算について」の説明をお願いします。

事務局: それでは令和4年度決算についてご説明いたします。資料1及び2が決算の関連の資料でございます。資料1は、令和4年度の図書館事業を経費の面からまとめたものです。資料2は、市で毎年刊行しております行政報告書から中央図書館関連を抜粋したものです。個別のサービス内容、統計、事業の記録はこちらに詳しく載っております。

まず、令和4年度決算概要の東大和市全体の状況について、ご説明をさせていただきたいと存じます。東大和市の一般会計及び4つの特別会計の合計額は、歳入につきましては、

597億2,541万3,513円で、令和3年度と比べ2.1%の増となっております。歳出につきましては、559億2,541万3,513円で、令和3年度と比べ2.3%の増となりました。図書館が属しております一般会計につきましては、歳入の決算額が前年度比2.7%増の、405億4,648万3,536円、歳出は3.2%増の、376億835万1,126円となりました。令和3年度に比較して増加の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策や、物価高騰対策の実施によるものであります。歳入歳出差引額は、29億3,813万2,410円となりまして、繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源5,173万6千円を差し引いた実質収支額は、28億8,639万6,410円の黒字となりました。教育費でございますけれども、令和4年度につきましては、支出済額29億5,416万8,301円で、前年度と比べ、3.1%、9,112万2,633円の増であります。一般会計歳出全体に占める教育費の割合は、7.8%となっております。教育費に係る主な事業としましては、いずれも学校教育関係となりますが、スクールソーシャルワーカーの拡充や、学校給食、食材材料費高騰対応助成金などがございます。

図書館の決算についてであります。令和4年度の図書館の特徴的な事業としましては、3点ございます。まず1点目としましては、桜が丘図書館及び清原図書館について、指定管理者による運営を開始いたしました。初年度から活発なイベント活動等を実施し、また、開館日や開館時間も増加しまして、多くの方にご利用いただきました。2点目としましては、中央図書館の排煙窓改修工事を実施いたしました。決算額は198万円でございます。火災の発生時に煙を外に出す排煙窓について、故障により開閉できない箇所がございましたので、改修したものです。3点目としましては、第三次東大和市子ども読書活動推進計画の策定をしたことです。第二次東大和市子ども読書活動推進計画の計画期間が終了することから、更なる子どもの読書環境の充実を図るために、関係機関や施設及び市民からのアンケート等を基に、庁内各部署の職員からなる策定委員会の審議を経まして、パブリックコメントも実施しまして、令和5年3月に策定しました。

続きまして、資料1の「令和4年度決算」についてご説明します。1ページをご覧ください。こちらは歳入項目の一覧となっております。一番上は「繰越明許費繰越金」で、101万7千円です。これは令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策事業費の一部を令和4年度に繰越して、令和4年度に執行したものであります。次は「電子複写機使用料」で、7万3,160円です。令和3年度までは、地区館も合わせて3館の合計の金額としてこちらを歳入としておりましたが、令和4年度からは、地区図書館の電子複写機使用料は指定管理者の収入となるため、市への歳入は中央図書館の分のみとなりました。次の「資料弁償金」につきましては、図書資料を破損または紛失してしまった場合に、現物または購入現金でお返しいただくことになっておりますが、そのうちの現金で弁償していただいた9件分で、1万1,656円となっております。こちらは3館の合計の金額であります。

2ページでございますが、こちらが歳出の事業別の内容になっております。「中央図書館管理費」と「中央図書館事業費」がありまして、令和4年度はそれに加えて「新型コロナウイルス

ス感染症対策事業費」がございました。先ほど申し上げたとおり、令和4年度より桜が丘図書館と清原図書館の運営に指定管理者制度を導入したことに伴いまして、これまでございました桜が丘図書館事業費及び清原図書館事業費は廃止となりました。両図書館の資料の購入費は、中央図書館の事業費から支出をしております。令和4年度の歳出の予算現額は、一番下の段でございますが、1億6,969万2千円、決算額は1億6,021万4,828円となりまして、94.4%の執行率となっております。概要につきましては以上でございます。各事業の詳細は、この後、説明をさせていただきます。

事務局： それでは資料1の3ページをご覧ください。「中央図書館管理費」となります。まず令和4年度の予算額が1億3,090万1千円でした。支出済額は、1億2,168万121円です。差引いた残額については、922万879円でした。

主な内訳につきましては、まず会計年度任用職員に係る報酬ですが、約4,700万円を予算計上しました。支出額が4,027万4,938円で、執行残が672万2,062円となりました。こちらにつきましては、会計年度任用職員が予定していた勤務日に体調不良で出勤できなかったこと、図書館資料の特別整理、曝書と呼んでいますが、その報酬も通常の勤務以外に予算計上してはありましたが、この曝書が順調に進むことによって、執行率が少なかったところによるものとなります。「管理関連維持費」につきましては、光熱水費を当初予算で約700万円計上してはありましたが、しかし、原油価格等の高騰により、電気・ガスの使用料が大幅に上回ったことに対応するために、約450万円を補正予算で追加計上しました。

また、工事請負費としまして、199万4千円を計上し、中央図書館排煙窓改修工事を実施しました。こちらにつきましては、建築基準法に基づく定期検査により、是正の指摘を受けて対応したものであります。「地区図書館指定管理事業費」につきましては、地区図書館に令和4年度から指定管理者を導入したことに伴いまして、指定管理委託料を5,592万8千円計上し、執行しました。

続きまして、「中央図書館事業費」の説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。中央図書館事業費は、予算現額から支出済額を引いた残額は、13万3,399円で執行しました。その下に主な事業を載せてございます。「講演会等講師謝礼」は、音訳者講習会、視覚障害者等の図書館利用に障害のある方への録音図書を作るための講習会の講師謝礼です。「対面朗読等謝礼」は、10万9,410円の残額がありますが、対面朗読や録音図書作成の音訳者の方、校正者の方、編集者の方へ支払う謝礼になっております。10万9,410円の残額につきましては、令和4年度は様々な理由により録音図書の作成があまり進まず、全体で2タイトルの図書の作成であったこと、対面朗読がなかったことが主な理由となっております。次に、「事業関連維持費」で「10節④合冊製本等」は、主に地域資料、令和4年度は市報をまとめて保存と利用をするために、合冊製本しました。その他に本や雑誌を除籍した場合に貼るシールですとか、雑誌資料に貼るバーコードラベルの印刷などを、こちらの印刷製本費から支出しております。次に「13節新刊マーク・データベース使用料」は、1万3,993円の差金が出ております。新刊マークというのは本の情報を取次という本の問屋から購入してい

るもので、そちらは定額になるのですが、それ以外には市販のデータベースを活用しておりまして、こちらは従量制になりまして使った分だけを支払うものが含まれておりますので、そちらの利用がなかった分ということで、1万3,993円の残額が出ております。「図書資料費」につきましては、全体で1,404円の残ということで、概ね全て執行しました。令和4年度から桜が丘、清原の2館が指定管理になりまして、資料費については、全て中央図書館の執行になっておりますので、こちらの数字は3館合わせた数字となっております。中央図書館事業費の説明については、以上となります。

資料最後の5ページになります。「新型コロナウイルス感染症対策事業費」となります。こちらの事業費の318万8千円につきましては、令和3年度に予算計上したものの繰越明許費となります。支出の内訳としましては、消耗品費が、237万4千円予算計上しまして、こちらは抗ウイルス仕様の事務用イス、飛沫感染用対策のパーテーションや、1階カウンターのビニールスクリーンの設置等について支出しました。備品購入費につきましては、抗菌仕様の会議室の机とロッカーを新たに購入しました。新型コロナウイルス感染対策事業費については、以上となります。

会 長： ありがとうございます。令和4年の決算についての説明が終了しましたが、何か質問等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

委 員： 中央図書館管理費の残額が1,000万円近くあるわけですが、その下の主な事業のところで見ると、会計年度任用職員の報酬のところが残としては大きいのかなと思うわけですが、先ほどの説明では体調不良で予定よりも出勤日数なり、時間が少なかったということと、曝書が早く終わったという話がありましたが、曝書というのはどこまでやるかによって仕事の内容というのは変わってくると思うのですが、曝書について、もう少し説明をしていただけますか。どうしてこう余ったのかみたいな。

事務局： 曝書は、正式には特別資料整理と言いまして、いわゆる棚卸しという形で、図書館の中にある本、資料、雑誌、CD全てをスキャン、バーコードを読み取って、確実に本当に貸し出し中でないものが、図書館の正しい位置にあるかどうかを確認するという作業をしております。現在、東大和の図書館はICタグを導入しておりませんので、全部本を出してきて、スキャナーで本を一冊ずつ読んで行くという作業をしておりますので、どうしても日数が必要なため休館させていただいて職員総出で、1日中バーコードをスキャンしていくという作業をしています。そのために普段出勤していない会計年度任用職員の方、普段ですと週1日とか2日とか来ていただいている方も、フルに1週間来ていただいて作業を行っています。それがこちらとしてはこれくらいで終わるだろうと見込みの、どちらかというと多めな見込みで予定を立てているのですが、昨年度は機械の読み込みが良かったのか、職員の皆さんの手が早かったのか、予定していたよりもかなり順調に進んで、職員のほうも、これは土日残業で出るようなかと覚悟していたのですが、特にそこまでも行かずに済んだというのが前年度の状況でした。

そのための追加で会計年度任用職員に出勤していただくために、一人当たり18時間の

報酬額を10人分ぐらい予算化しています。それがほとんど執行しなかったというところ。後は個人の都合で年間のシフトで出られない日がございますので、有休がない方は欠勤という形になります。そうすると予算を執行しないということになります。また、勤務予定どおりに予算を組んで雇用するという形を採っていますが、結果的には、一人週2日の出勤で見込んでいた会計年度任用職員が体調不良でほとんど一年間勤務出来なかったということもございまして、執行残が出てしまっているというところになります。

会 長： よろしいですか。無理に使うことはないので、今の話で伺っていると、曝書というのは昔だったら江戸時代の書籍なんかを風通しの良いところに出して、シミ抜きみたいなことやでしょ、シミを追い出すみたいな。今はそういうことではなくて、もうちょっと科学的にやっているのでしょ。だけど主な残った原因というのは、それがどうのこうのではなくて、結局棚卸しの部分が非常にうまくいったと、そういうことでよろしいですね。

事務局： そのとおりです。

会 長： 他にありますか。

委 員： 事業費のところで録音の話がありましたけれども、今ボランティアさんは何人ぐらい登録されていらっしゃるのですか。

事務局： 概ね20人位います。ただ、ボランティアの方もそれぞれお仕事を持っていたりとか、家庭の事情があったりということで、常にフルに動ける方は年々少なくなっているのが現状です。そのため、現状で次に新しい録音図書を作りたいとか、作ってくださいという要望があっても、今応えることがすぐには難しい状況です。来年度は音訳者養成講座を開催して、新たなボランティアを養成したいと考えております。

委 員： 追加でよろしいですか。今のお話ですと、ボランティアさんがなかなか養成できないというお話になるわけですが、そうするとそのボランティアさんへの謝礼の金額を上げるという方法もあると思うのですよね。予算残高があるわけですから。そのへんはいかがでしょう。

事務局： ボランティアの方への謝礼金額を上げるというのも、一つの方法と思います。現在はデジタル化された録音図書を製作しているので、何分の製作で、何円というように決めています。今後、他市の状況等も調査して検討したいと思います。

会 長： 令和4年度の録音図書が少なかったのは、ボランティアの方の数が少なかったからですか。一概に単価上げたらもっと集まるのではないかと。

事務局： 数が少なかったというのもありますし、経験の浅いボランティアが多かったために、音訳や校正が予定通り進まなかったもので、いつもですと10タイトルぐらいは毎年作っているのですが、それができなかったというのが正直なところです。

会 長： それは単価の問題になるのでは。単価を多少上げればスキルの高い方がそうでもないの。

事務局： お金を払って他からできる人を呼んできているのではなくて、市内のボランティアの方が図書館に登録していただいて、その方に作っていただくという形を採っています。地元の音訳者を育てる、地元の障害を持った方を、地元の登録しているボランティアの方に作っていただく。どこかの有名な音訳者の方とか、アナウンサーの方とか呼んできて作ってもらえば、

確かにお金を払えばできるかもしれないのですが、そうではないというのが図書館としてのスタンスです。今、地元のボランティアとして活動してくださって、音訳者を育てる一つの歩として、その方たちをお願いしたいと思っています。

会 長： 音訳をしている委員から何か一言ありますか。

委 員： お金がどうのというわけではなくて。私が初めて講習を受けた時は、ボランティアではありますが、図書館の手足となるようにと言われているわけですね。私たちは、お金とかではなくて、やりがいをもってやっているのですが、皆さんに提供するためには、スキルを上げていかなければいけない。読むスキルだけではなくて、それを校正するスキルというのがあります。ですからそのスキル、校正者が足りない状態に今あるので、それが育たなければ音訳図書はできないわけです。今それを一生懸命図書館の方々も養成している最中ということで、前年度は、校正者が少ないということで、目標のタイトル数ができなかったということだと思います。

会 長： 読む方と校正者が別の人なのですか。

委 員： 同じグループの中で録音する者、それから校正する者と分かれているわけではなくて、このタイトルの場合は音訳します。他のタイトルは校正します。みたいな形で、校正ができる方は、両方ともできるような形です。ですから、私たちも一生懸命勉強しながら、ちょっと口はばつたいですが、若い人たちも育てていかないといけないのかなということなのでしょう。

会 長： 育てて一生懸命やれば、予算が当然全部使いきっちゃうくらいになるわけですね。

委 員： 全盲の方々のグループで「ひとみサークル」があります。毎月2回ぐらい、そのグループの方々が「はーとふる」で会合していますが、その会合に5、6名参加させていただいて、その時にサークルのトップの方が仰っていたのは、やっぱり地元で顔の見える方々に読んでもらうというのが非常にうれしいという話も聞いています。

録音図書として公になるものもあるし、プライベート図書といって自分の好きな本を読んでもらう、そういうようなものもありますから、そういった意味でプライベート図書は、身近にいる、顔は見えないのですけれども、声のわかる人に読んでもらいたいと、そういったご希望にも添えるのではないかなと思うので、その点ではいいのかなと思います。

会 長： よくわかりました。よろしいですか、どうですか、どうぞ。

委 員： この前の芥川賞も女性の方が取っていましたが、あの方は体がちょっと不自由で、紙の本が重たくてという話で、私も読みましたが、「紙の本で読んでいくと段々背骨が曲がっていくのよ」なんて書いてありました。録音の話は視力障害の方だと思うのですが、障害への図書館の対応というのは、今後ますます大事になってくるのだと思うのですよね。これから楽しみにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会 長： 他のことについてもありましたらどうぞ。よろしいですか。それでは「令和4年度決算について」、ここで終了といたします。

事務局： 次に行政報告書について、説明させていただきます。こちらは市全体の全ての事業について掲載しております。その中から図書館に関連する部分を528ページから抜粋してお付

けております。皆様のご参加いただいている図書館協議会についてから、529ページには、事業の内容としまして、利用状況、開館日数、貸出数、リクエスト件数、次に531ページから533ページにかけては令和4年度から夜間開館を開始いたしました地区図書館を含めた貸出状況、534ページにはおはなし会、講習会等の実績を掲載しております。おはなし会は地区図書館では大人のためのおはなし会や3歳以上等新たなクラスを増やした状況がご確認いただけます。その他、535ページ以降は中央図書館も含めた各種事業、図書展や小学校3年生や保育園幼稚園の見学会、536ページには、指定管理者が実施した事業を掲載しております。538ページには、資料の購入状況、539ページには蔵書数を記載しております。このような形で1年間の図書館活動の様子をご確認いただけるかと思っておりますので、何か具体的なお質問等あれば、お聞きいただければと存じます。

会 長： ありがとうございます。資料1の歳入、歳出の決算書は数字だけ。その中身はここに書かれていて、文字が入っているから中身がよくわかる。なおかつ、地区館との比較とか、それも横へ並べてありますので、わかりやすくなっていますけども、何か質問等ありましたら、どうぞ。

委 員： これは令和4年度ということですので、先日令和3年度の行政報告書を打ち出してみても、比較をしてみたのですが、貸し出しなどの利用などは全館とも増えているなと思いました。一人当たりの貸し出し冊数も増えていますので、順調だと思います。一つ気になったのが、リクエストの件数が少し落ちているようですが、これは何か考えられる理由というのはあるのでしょうか。

事務局： 令和3年度は、コロナの臨時休館をした時期がございまして、令和4年度は1年間フルで開館することができました。リクエストの利用が多かったのは、そういった要因もあるかと思えます。令和3年度は、2年度もそうですが、休館する、又は休館してしまうかもしれないという中で、予約した本だけをお渡しするサービスをやっておりました。普段でしたら図書館にご来館になって、そこで棚から選んで借りて帰るところが、全部予約の数字としてあがったということはあるかと思えます。ですので、令和2年から3年は非常に予約の件数が増えまして、このペースで行ったらどうなるのかと思ったのですが、令和4年度になりまして、皆様にご来館になってのご利用に戻った部分があって、落ち着いたのかなと推測しております。

委 員： コロナ絡みですか。

会 長： コロナが影響しますよね。他にありますか、よろしいですか。それでは、行政報告書については終わりいたします。

(2)中央図書館・自習室試行内容の変更実施について

会 長： 次に報告(1)「中央図書館・自習室試行内容の変更実施について」事務局よりお願いいたします。

事務局： 「中央図書館・自習室試行内容の変更実施について」ご説明いたします。資料3をご覧ください

さい。中央図書館におきましては、平成27年12月から、会議室を、自習室として日程を限定して開放する試行を実施してまいりました。しかし、学校の長期休業期間、夏休み、冬休み期間に合わせた形の実施となっておりましたので、市民の方からは、通年実施の要望が寄せられていました。また、中央図書館レファレンス室については、推測になりますがインターネットの普及等により、座席を使って部屋の中でじっくり調べ物をするという数が減少しております。これまでの試行の実績を踏まえまして、その2つのことを合わせて、試行内容を変更して実施することになりました。

「変更後の内容」としましては、今まで会議室を利用していた自習室は、日程を限定して実施しておりましたものを、レファレンス室の座席の一部を、今までは参考資料を使わない人は、その座席を使って調べ物をするということはできなかったのですが、持ち込みの自習も、一部の座席では利用を認めようということで、こちらも試行という形で実施することにいたしました。2番にありますように、「影響及び効果」ということで、今までレファレンス室の座席が、時によりガラガラであって、見た人からは、使われていないのではないかと言われていたこと、また会議室を自習室として利用している期間は、ほかの目的では使えないということがありましたが、部屋の有効活用が図られるということになります。

また、②番にありますように、今まで期間を限定して実施していたこともあって、自習室をいつやっているのかというのが、わかりにくかったのですが、全日開放することでわかりやすくなる。また、会議室で実施しているときは、扉は開放しておりましたが職員がその中に常駐していたわけではないので、中で何があってもすぐに職員が対応できなかったのですが、レファレンス室はカウンターに常に職員がいますので、何かあったら対応がすぐにできるということで、利用の安全が図られます。

④番にありますように、今まで会議室を自習室にするに当たっては、机の配置を変えたり、さらに席数を増やすために、通常置いていない机や椅子を持ち込んだりして対応しておりました。そちらの対応と、自習室の受付も1回レファレンス室で受付をして、利用者の方に戻っていただいてということをしておりましたので、利用者の方や職員の負担軽減につながるということがあると考えております。

このような状況から、試行という形でレファレンス室の一部を自習室として実施することになりました。「利用対象者」は現行通りで、市内在住・在勤・在学、及び相互利用協定を結んでいる自治体の方で、東大和市立図書館の登録をなさっている方、「対象年齢」は、レファレンス室は中学生以上の利用ということで実施します。レファレンス室の資料が、小学生では非常に難しい辞書、辞典類なものですから、中学生以上ということでさせていただいていたのですが、そちらを踏襲しまして、レファレンス室での自習の事業は「中学生以上大学生まで、及び進学希望者」という形にさせていただいています。もし小学生の方が使いたいということであれば、廊下にフリーの机と椅子を置いてあるので、そちらの利用を紹介するということにしていきます。

(3)「座席数」ですが、現在のレファレンス室が、個別の座席で集中して調べ物ができるよ

うな形になっているのですが、それが全27席ございます。このうち、レファレンス資料室の利用の方を17席、自習者席を10席ということで、今回試行という形でさせていただこうと考えております。

「その他」としまして、目的が自習事業ということですので、例えば1階にある本を2階のレファレンス室に持って来て、読書としての利用は不可ということで行っていかうと考えております。時間を区切って入れ替えをするということについては、今回の試行については行わないということにしております。また2階ロビーの自由に使える机や椅子のフリースペースは引き続き設置します。

「今後の取組」としまして、冬季と夏季、具体的にはこのあと12月から3月まで、また来年度の7月、8月に試行を行いまして、その結果により、通年実施を検討するとしております。

4番に「これまでの試行の結果」をまとめておりますが、会議室を自習室として通年設置するという要望は出ているのですが、今まで試行してきた中では、満席になって断ったということはほとんどなく、夏休みの時期にいっぱいになったことはございましたが、会議室を全席使ってしまったとしても十分に活用されているかどうかというのは、全体を均すと疑問という形になっております。

自習室の利用をするに当たり、1回受付けをして、規制も多いということもあり、2階の自習室まで上がって来ずに、1階の机とか、本棚の上で自習を行っている人も見受けられました。社会人も利用できるようにしてほしいという要望も寄せられておりますが、今回は試行ということもありまして、限定的な形で実施する予定になっております。これから広報で周知を行います、12月からは形を変えた形で自習室を試行することになっております。説明については以上になります。

会 長： ありがとうございます。何か質問等ありますでしょうか。

委 員： 「試行概要」の中の、レファレンス室資料以外による読書による利用は不可とするという点についてなのですが、ご説明でよく理解はできるのですが、これは図書館のほかのスペースを使えば良いことで、自習室でわざわざ席を使う必要のないものだというご判断と、あまり多くの利用者が生じてしまうと、スペースが足りなくなるということもあるのかなと、推測はするのですが、現実的にはこういう限定を加えることは不可能なのではないかという気がするのが1点と。それから今回の変更実施のご検討というのは、図書館側についても、それから利用者側についても、手数を省くことができるので、とても利便性が優れたご提案だと思ってはいるのですが、一方で、前回、会長が確かご提言なさったかと思うのですが、「これまでの試行の結果」の中の、社会人も利用できるようにしてほしいという要望が寄せられている点については、例えば学校に通っている生徒の場合は、学校の図書館の利用ということもできますし、学校が自習室を構えている場合も結構ありますが、学び直したとか、あるいは生涯学習ということ志す一定の年齢の方々は、そういうスペースが家庭の中で保てないということもありますので、もし図書館のスペースが利用できるのならば、そちらのご検討も続けてしていただけたら、そういう問題の解消にもつながっていき、図書館の

有効利用につながっていくのではないかと考えるのですが、いかがお考えでしょうか。

会 長： 前段のお話の、レファレンス室資料以外の読書だから本ですよ。どういうことを想定しているのですか。

事務局： 部屋を利用する場合、ご利用目的をまず入ってきたら伺います。レファレンス室として資料を使いたいのか、自習としての利用なのか。利用者のおっしゃることを信じて判断します。その方がもしかしたら、1階から持ってきた本を読むために使うのかもしれないのですが、ご本人が自習だとおっしゃれば、そこは自習室の利用だという形で判断して、使っていただく形になると思います。

会 長： 下で借りて来た本も対象になるし、自分で持ち込んで来たものも信じて、どうぞという形ですかね。

事務局： 1階の本を使って調べ物をするとか、勉強をするとか、辞書を持って来てとか、参考書を持って来てという方もいらっしゃると思いますので、下からの本を絶対持ち込んではいけませんということは今までしておりませんでした。今後もしないと考えております。

会 長： 説明していることはわかりますが、レファレンス室の座席数の17席がレファレンス室的な使い方、10席が会議室でやっていた受験勉強的なもの。その中の17席のところは、今のようないい使い方でも良いのですか。

事務局： レファレンス室内の資料はほとんどが貸出ができないので、その資料を使って何か調べ物をする方が17席で、もう10席は全く持ち込みで、資料を使わなくても自分の持ってきた参考書や問題集だけをやるというのも可能であると考えています。

会 長： そういうことのようにです。ちょっと難しいですね。はっきりと席を分けるわけですか。

事務局： 席は分けないと考えています。レファレンス室を利用するときは、利用券を渡しているのですが、それをカウントして、10席になったらそこで打ち止めという形にして、座る場所は、自習の人とレファレンス室利用の人が隣同士で使うこともあり得ます。

委 員： その場合に、およそ10席で足りるという目算をなさっているのでしょうか。

事務局： その点につきましては、冬の試行は、例年ですと冬はあまり利用が多くありません。この多くないと見込まれる冬でも、席が不足してしまうということがあれば、今後考えなければいけない。レファレンス室は27席しかありませんので、そこを超える要望が来た場合とか、試行を踏まえた形で検討する材料とさせていただきたいということで、利用の少ない冬と、利用が多いと見込まれる夏と、2回試行させていただいて、本格実施の状態を考えております。

会 長： 試行してそれを考えれば良いことですがけれども、レファレンス室なのだから、レファレンス室の利用者が少ないからって3つか4つの席とか、それなんかは本末転倒ですよ。自習室ではないのだから、要するに文献を扱いながら学習している。受験勉強をやる場所というように公開されては、本来の意味とは違ってきてしまうのではないかと。会議室に設けたのは、受験勉強のためでしょう、はっきり言えば。基本的には受験勉強の場がないから作ったのですよね。それでレファレンス室の席が多いからと、どんどん侵食していくのはどうなの

でしょうか。その時に考えれば良いのですけれども。そこらへんどうですか。

委員： 図書館においてのレファレンス室というのはとても大事なところだとは思いますが、利用者がどれほどいるのかということと、その有効利用としては、ご提案のやり方というのの意味がないことはないのかなと思うのですが、例えばこの自習者がどんどん増えていって、レファレンスをしたい人の席が足りなくなるという事態が生じたら、これはやはり本末転倒なので、この確保というのは十分に考慮した上の試みでいかなければいけないのかなと思います。これは事前に端末で様子を調べて来られる方が多いから、レファレンス室の利用が減っているという理解でよろしいのでしょうか。

事務局： 確かに今、インターネットで何でも調べられる時代になってきましたので、文献で調べるということをしなくなってきたのかなというのが、利用が減った1つの理由と考えております。しかし、文献でないと調べられない情報はあるので、そこは図書館としてきちんと確保していく必要があると思っております。

委員： 今、図書館全体、図書館界と言いましょうか。図書館をサードプレイスという位置付けをしていて、家でもなければ学校でもなく、職場でもない、第3の場所としての図書館というのが大事になってきているのだと思うのです。なおかつ、図書館の歴史からすると、ずっと貸出中心にやってきたところから、そうではない、居場所としての滞在型の図書館に、新しい図書館はどんどん転換をしてきているわけです。市民がそこで何をするかということではなくて、その場所としての図書館というのが、これから大事になってくると思うのです。学生というように限定しているのですが、私が思うにそういう時代ではないのではないかなと思うのです。私だって家で、パソコンで仕事をして、文章を書く時に図書館へ行くと怒られてしまうから、コーヒー飲みながら文章を書いたりするわけですけども、そういうところで図書館が、それは仕事だろうと、参考資料を使っていないだろうと言われたら、すみませんという話になってしまうかもしれませんけれども、そういうビジネスマンの方が、Zoom 等を使用して家で仕事ができるわけですから、そういう時に図書館で仕事ができるみたいな、そういう場としての図書館が大事になってくるのだと思うのです。そういう中で、今時、受験生だけというのはないのではないかなと思ったりするのですが、せっかくここまでやるのだったら、もっと発想を転換して、市民の方にどんどん机と椅子を開放しますから、自由に使ってくださいということなのだろうと思うのです。そういう発想をこれからしていかなないと、席の利用やレファレンスで受験生以外は排除するということとは、少し変わってきているのだと思うのです。せっかくこういう提案をされるのであれば、もう少し抜本的と言いましょうか、新しいサードプレイスとしての図書館みたいな考え方を、注入したらどうだろうか、そんな感じが私は受けました。

会長： 今、新しい図書館のあり方像みたいなものが語られましたが、私もこの対象年齢を見ますと、「中学生以上大学生まで」。中学生は義務教育で13歳から15歳でしょう。大学生はいっぱい上までいますからね。こういう書き方をしていると、要するに受験勉強だけ許しますよというように読めてしまう。「及び進学希望者」と来たから、これは受験生だと。やっている

内容は受験勉強だと。それ以外の自己の研究なんかをするのは受験勉強ではないでしょうと、読めますよね。本来のレファレンス室は学校へ行かなくても学習したい人が、来ていたのだろうと思うのです。何も学校へ行かなくたって、博士号は取れますよと、レファレンス室というところで博士号取った人はいっぱいいると思います。そういう人はどこへ入るの、進学希望者ではない、受験勉強なんてしませんよといった本当に自主学習をしたい人が、そういうところを利用するのだろうと思うのです。理論付けをすれば、先ほどの滞在型ということになりますが、本当に受験勉強をする場所は、少し違うかなと思うのです。学歴とか受験志望とかで絞るのではなくて、本当に自主的な学習、知的な欲求に基づいて学習する人は、小学校だって本当は良いわけです。使い方さえきちんとしていけば。だから、利用対象者は現行通りのレファレンス室は中学生以上であれば良いわけでしょう。先ほどのお話のように。そうすると、この絞りは却って受験勉強生の絞りなのですよ。そういうのが良いかと、私は別の角度から、サラリーマンとかビジネスマンが勉強するには、落ちこぼれているわけではないけれども学校へ行かなかったのだという人は、一体どこへ入るのというように、この絞りの中に入って来なくなってしまうでしょう。登校拒否して、登校拒否という言葉はいかなものかと思いますけれども、学校へ行けないけれども図書館で勉強したいのだという子は、これは行けないよ。中学生以上大学生までという括りになるのか。進学なんか希望していないのですから。となると、もう少し考えた括りを、いずれ考えていただきたい。

事務局： 先ほど人数は10席だけですかというお話をいただきましたが、レファレンス室は、ある意味社会人の生涯学習の場でもあるわけです。あそこにある資料を使って調べ物をしたり、研究をしたり、研鑽を積んだりという場所を、そうでない人たちの部分として使うという中で、今1階フロアでいろいろなことをしていっしょの方、パソコンを持ち込んでいる方もいますし、雑誌を読んだり、いろいろな資料を集めて、机を使って書き物をしている方もいますし、新聞などを1日写している方もいますけれども、そういう方がレファレンス室に来てしまうと、10席なんてすぐ埋まってしまうだろう予測があり、試行としては限定して始めたいということもあり、今回の対象に限定にさせていただいています。サードプレイスというお話をいただいています。今回の自習室を始めた平成27年当時の1つの要望として、中高生の居場所づくりが要望としてありました。当時、受験とか試験勉強をしている子どもたちの場所がなくて、市内のフードコートの中の落ち着いた場所でやっている、図書館に落ち着いて勉強できる場所を作ってくれないかという要望があって、始めたという経緯があります。

試行でありまして、今まで会議室はオープンにしてあるのに会議室を使わず、廊下のフリースペースを使っていたり、1階を使っていたりするお子さんたちもわりといました。もしかしたらそういう子たちが、これからレファレンス室が使えるとなれば、レファレンス室に来るかどうかが、今まで会議室は1日平均5人とか4人の利用だったところが、そのほかにフリースペースを使用していた5人と合わせて10人がレファレンス室に来るのではないかというあたりが、実施してみないと見通せない部分がございますので、試行としては狭い範囲か

ら始めてみて、ゆくゆく社会人も利用できるよというご要望はございますので、その結果を見て、そちらに広げられるかどうか。例えば、今後、夏の期間に勉強したいお子さんたちがたくさんいらっちゃって、10席では足りないということになれば、夏の期間だけ会議室の開放を復活するのもあり得るとか、いろいろな方法も考えられますので、実際の利用の数ですとか、どのような方が利用しているケースが多いのかというのを見ながら、今後の本実施に向けての参考にさせてもらいたいと考えております。大人の方がお仕事をされる場というのは、特にコロナでリモートワークする場所がない、お家になかなか居場所がないとか、お子さんがいてゆっくりお仕事ができないということも当時確かにありましたが、大人の方のお仕事というのは、特に会社に属している方であれば、会社が本来負担すべき場所を、公共の場で中学生や高校生を押しつけてそういった方たちが入ってしまうということは、教育施設である図書館の優先順位としては、中学生や高校生をまず対応させてもらって、そのあと大人の方という流れかなと考えております。始めた時の経緯が、中高生の学習する場所、居場所を作ってほしいということもありましたし、今も自習室をやっていない時期に、「自習室ありますか」と親御さんからの電話も結構あったりします。各学校でも、季節によって自習できるスペースを開放している学校もあるようですが、なかなか土日全部とか、高校が少し遠かったりすると行けないというお子さんもいらっしゃると思いますので、そういった形で、教育で選ばれるまちを目指している東大和市としては、まず中高生を、狭いターゲットから始めてみようということで、このようにさせていただいております。繰り返しになりますが、その状況を見て、社会人まで広げるかどうか。例えば平日の午前中はもしかしたら入ってもらっても構わないかもしれませんが。午後になったらお子さんたちが学校を終わって来るかもしれませんがけれども、というあたりの状況を、冬の時期、夏の時期に検証させてもらいたいなと考えております。

会 長： 試行ですからね。何かご意見があれば。

委 員： ご説明を聞いてよくわかったのですが、そうしますと地方の図書館というのは、基本的には中高生のための施設というお考えであると明確に受け取られると思うのです。優先順位としては中学生や高校生であって、高齢者を含むとか、社会人の人たちへはもし余裕があればそうした人たちへのサービスをどうする、という考え方で、本当に生涯学習を見越した、新しい少子超高齢化社会を、私たちを乗り切っていくことは本当に可能なのかどうかというところが疑問に思われます。どうお考えなのか、お伺いしてみたいです。

委 員： 先ほど、リモートでビジネスマンは順位として下がるという話がありましたけれども、東大和市でビジネスマン、仕事をしている人、サラリーマンの人というのは、まちにとっての納税者ですよ。地方税を納めている方はこの人たちですよ。子どもが大事なのはわかりますが、それに優先順位をつけるというのは、少し違うのではないかなと思うのです。東大和市の地方税、歳入を支えてくれる方たちですよ。少し前に、アメリカの図書館協会の、もう随分前に辞められた会長の講演会を聞いたことがあるのですが、アメリカの図書館が、これは10年位前の話ですが、スターバックスで変わったというのですよ。スターバックス

スに行くと、窓のところにずらっとこういうテーブルがあって、そこでパソコンをやったり勉強したり、ずっとしていますよね。それで、図書館もこれなんだと。アメリカの図書館協会の会長が言ったのです。そういう動きがもう世界的な図書館の流れにある中で、受験生のためというのは、もっと幅の広い捉え方をしないと、やはり東大和市の図書館はこれから大変になると思います。

会 長： 勉強部屋をもっと広げるのなら良いのですけれども、レファレンス室に入り込もうとしているくらい、今は深い議論になっています。これは良いことです。議論ですからね。ただ、試行ですから、試してみて、中学生とかが入ったら、どうも一般の人の席が不足したというのであれば、今のような話をきちんと位置付けし直さなければならない。中学生や高校生、受験生だけを優先しているわけではないのだから、そのところを、どう考えて今後どうするか。試行そのものはしょうがないと思うのです。こういう深い議論が表に出てきませんから。だけでも試行した後、当然、検証するわけですから、その時に今のような議論が必ず役に立つと思うのです。それを言っただけで本来違うでしょうとか、本来大人はどこで勉強するのですかという議論が今、始まっているわけで、これは大事に図書館としてもしていかなければいけない。少し先走りますけれども、試行はどうぞやってみてくださいと。ただ検証の時には今のような深い議論をしないとイケませんよねというような話し合いで、良いのかなと思っています。そこについてご意見いただければ。中学生ばかりになったら、それはやはり議論をもう1回本格的にやらなくてはイケないでしょうね。とにかくやってみるといところまで、どうですか。これはどの期間やるのでしたか。

事務局： 12月から3月いっぱいまで、冬の期間に行いまして、そのあとは4月、5月、6月はお休みをして、7月、8月が夏休み期間ということで行う予定です。

会 長： その様子を見て、もう1回議論し直すということでしょうか。

事務局： 昨今新しくできる図書館は本当に座席が多くて、先ほどのスターバックスみたいな感じの座席がとて多いのですが、うちのほうは残念ながら築40年になろうかというところで、座席がどうしても新しい図書館に比べると非常に少ない中で、お客さん同士の座席の取り合いにならざるを得ない状況になっている部分があります。1階も新聞、雑誌をご覧になるコーナーもわりと平日でもいっぱいだったりしますので、その中でももちろん中学生も受け入れたい、大人の方も受け入れたい、高齢者も受け入れたいのですけれども、席に限りがある中でという感じで、今、考えています。

会 長： ご意見ありましたら。

委 員： 期間の棲み分けというのはないのでしょうか。今、お話を伺いましたら、夏の間、それから冬の間が、中高生以上ということになっていますけれども。その間の期間は空いているわけですから、それもやってみても良いのかなという気はします。中高生は、居場所という意味では、大人がいるところになかなか入ってイケないのかなと。中高生がいるから中高生が行くという、そのような心理的なところもあるのかなという気がするのです。安心して図書館に行けば、同じような子が勉強しているから僕も、みたいなそういう気持ちになれるの

ではないかなという気もしますし、そういう意味で居場所というように考えたら、そういった心理的なものも考慮に入れたほうが良いのかなという気がします。

会 長： 捉え方でしょうね。一般の大人が来ないから、全部中学生に良いよというのが本当に良いのかどうか。大人と一緒にあって、隣り合わせで勉強するということは、また良い影響を子どもにも与えますからね。宿題じゃないのにあんなに一生懸命勉強しているんだという世界は、あるんですよね。宿題だけが勉強ではないんだよ、受験だけが勉強ではないんだよというのが、今のレファレンス室なんか、最高の場所ですよ。ほかに意見がありましたら。

委 員： レファレンス室があるということであるとか、そこでどのように文献を調べていくかというところは、残念ながら今、そこまで図書館について指導していないのが現実かなと思っています。子どもたちは1人1台タブレットが入って、インターネットで調べれば、いろいろなものが瞬時に検索できるという世界にいますので、あえて本を使って調べる時に、調べ方がわからない。現実問題です。だから学校の図書館に行っている子については、一番初めのオリエンテーションの中で本が本当に好きでしょうと言って司書さんと話をしていたりすると、「これ調べたい」「これ調べたら」とか。そうするとタブレットも必ず出てくるので。考えてみると、レファレンス室の意味が分かって、文献を使って調べようというのは、私はある程度学力があったり、年齢がいたり、求めるものがうわべだけのものではなく、深く探求したいものがある人が使うと思うのです。ですので、単純に、自習室ではなくても、こういう会議室なり何なり、長机があって、椅子が2つか3つ置いてあれば、そういうところがあれば子どもたちは持ってきた勉強道具を使うでしょうし、というところが現実かなと思ってはいます。レファレンス室を使うことで、「あのおじさん何であんな本をいっぱい持って来ているの」というのは不思議に思って、良い刺激になるかもしれないけれども、今の子の特性を考えてみた時に、「何を調べているの」「どこからその本を持ってくるの」「これを調べるには何が必要なの」というところまで、聞くとは思えない。うちの学校だけなのかもしれないけれども、そんなふうに思っているのです。もちろん全体のオリエンテーションをしても、子どもたちが中学生レベルのところで、宿題レベルのところでいくのであれば、インターネットだけでもある程度はできてしまう内容なのかなと。名著を調べたいからという子は、いろいろなところを調べます。例えば文献が載っていれば本を読もうと思う子もいるでしょうし、その中でレファレンス室を活用するのは十分考えられますけれども、何もない中で、「レファレンス室、何そこ」みたいな正直なところがあるので、むしろ受け入れてくださるのであれば、ベンチを置いてくださるとか、硬いベンチでも良いのでどこか隅のところに丸椅子スツールを置いてもらって、来たら好きな本が読めるとか、どこかのサードスペースではないですけども、畳があって、そこで転がって読んでいる子がいたりとか、そんなのでも良いのかなと。本当に勉強しようと思ったら、椅子があれば、勉強したい子はそこでできるのではないかな。中学校の現状をお話しさせていただきました。

会 長： レファレンス室に入って勉強してもらおうというのが主ではなくて、市役所も会議室を使いたいわけですよ。それで、レファレンス室がちょっと開いているからここで勉強して「も」良

いよ、なのです。そこが今の趣旨とずれてくるのです。子どもの勉強スペースをもっと増やせば、今の議論はいらないと思いますが、どうですかそれは。

委 員： まず二つあるのですが、この対象年齢というのが、「中学生以上大学生まで、及び進学希望者」。これは及びということは、中学生以上大学生で、その中で進学希望者ということですか。

事務局： いえ、学生のほかにです。大人であっても進学を希望する方が含まれます。

委 員： 「又は」です。

事務局： なるほど。はい。

委 員： ということは、この「中学生以上大学生まで」、「又は」、それとは別に進学希望者。ということですね。会議室とかレファレンス室というのが、今、議論が出て来ているのですが、会議室とはどういう場所なのか。その会議室が見たいです。ここなのか、もしくは別の所にあるのか。レファレンス室は見たことがあります。会議室がどういう状況になっているのか、実際ものを見ながら、見るとまた考えも変わってくるのかなと思ったので。

事務局： 会議室は隣のお部屋なので、今日このあとご案内できます。

委 員： ここくらいの部屋ですか。

事務局： もっと狭いです。

会 長： という議論でありますけれども、ほかにありますか。

委 員： 限られたスペースでいかに皆が気持ちよく使える図書館を作るかということですよ。だから、本を読みに来る人もよし、勉強しようと思ってくる人もよし、その行った時に、皆がそれぞれのスペースがあれば良いということで、でもスペースは限られている、さてどうするか、という話だと思うのです。だからそれを上手く使うために、とりあえずこれを1回行ってみる。これがだめだったら、ではどこが悪かったのか、ではどうしようか、ほかにももっとスペースはできないものかと、これからどんどん発展させて考えていく第1歩と考えていく、考え方でよろしいでしょうか。

事務局： はい、そのとおりに考えております。

委 員： ありがとうございます。

事務局： 市としましては、図書館だけではなくて、公民館も夏休みに使えるようになっていたり、児童館も中学生は絶対来てはいけないということはないということで、私たちは図書館なので、図書館の中でできることをまず考えますが、最終的には市全体でほかの部署はどうなのかということも、複合的に考えていけたら良いと思っております。

委 員： ありがとうございます。

会 長： ほかに何かありますか。深い議論を先にしたということだと思いますので、試行していただいて、その試行結果を分析して聞かせていただいて、今の議論を参考に、新しい試行が始まるのか、本格実施になるのか、そこに繋がる良い議論だと思うのです。単なる数合わせではありませんので、深い意味のある議論をしたかと思います。試行していただいて、報告をまたいただくと、そんなことでよろしいでしょうか。では、そのようにお願いをいたします。

報告を終了いたします。以上でございます。事務局からほかに何かございますか。

事務局： 次回の図書館協議会ですが、年明け2月中旬頃に開催させていただきたいと思いますので、日程調整をさせていただきます。よろしくお願いします。

会 長： それでは本日予定した議題は全て終了いたしましたので、これをもちまして、令和5年第2回東大和市立図書館協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

委員一同： ありがとうございました。